

東アジアにおける戦争、グローバリゼーションと 移民女性の性的搾取 — 2005年度の研究をふりかえって

ふじめ
藤目 ゆき

「東アジアにおける戦争、グローバリゼーションと移民女性の性的搾取」はアジア現代女性史研究会 (CAWA) が取り組んでいる大きなテーマの一つである。私たちは、第三世界から日本や韓国に移住する女性の性的搾取という問題を、戦争とグローバリゼーションという彼女たちを国外に流出させる原因となっている過去と現在の国際的要因からとらえようとしてきた。私たちの希いは、「国際人身売買」という結果をその原因と切り離して対症療法を求めるのではなく、原因の除去をも射程に入れたフェミニストの新しい国際連帯を築く手がかりを見つけ出すことである。

世界女性学大会のパネル

そんな希いから、私たちは2005年6月にソウルで開催された世界女性学大会で「東アジアにおける戦争、グローバリゼーションと移民女性の性的搾取」と題するパネル（以下、パネルと略称）を主催した。

このパネルの開催を思い至った契機の一つは、2004年6月に日本で開かれた女性の人権に関する日韓シンポジウムの第6セッションであった。日韓の女性運動交流は、ともすれば日韓両国のみ視野が閉じられてしまいがちではないだろうか。だがこのセッションでは、久津美加奈子氏が滞日フィリピン女性問題を中心に第三世界の女性の経験を報告した上、鄭嬭鎮氏が韓国の基地村における移民女性の増加にふれて、今や基地村問題は韓国の対米従属問題とのみ見ることはできず、第三世界の女性の視点が必要になってきていることを報告された。鄭氏が、私たちには第一世界のミドルクラスに属しているという限界性の自覚が必要だと、「第三世界フェミニズム」の必要を提唱されたことは、二日間にわたるこのシンポの中でとりわけ刺激的であった。かくして私たちは、このようなセッションを受け継いで発展させたいと願い、シンポのコーディネーターであった山下英愛氏に仲介を頼み、鄭氏に世界女性学大会におけるパネルへの参加をお願いしたのである。

パネルの開催を決心してから、CAWA ではモンゴル・フィリピン・タイなど日本・韓国に移民女性を送り出している国々の状況について調査を進めると同時に、韓国で性売買問題に取り組んできた団体セウムトの報告書を邦訳したり、また同じく韓国で基地村の女性たちの支援活動に蓄積のある団体トゥレバンの協力を得て、大阪外国語大学においてトゥレバンが製作したドキュメンタリー「私とフクロウ」の上映会とトゥレバンの活動家である鄭恵珍さんの講演会、研究会などを行って準備を進め

¹ 成果の一部については、本誌創刊号(2005年)参照。なお2005年4月には、アガリン・サラ長瀬氏の協力を頂き、大阪外国語大学で映像『第二の侵略 フィリピン—開発・投資・派兵』（映像文化協会、2001年）の上映会、長瀬氏の講演会、研究会を行った。

た。

パネルでの鄭氏の報告は、基地村の性売買問題がジェンダーのみならず階級と民族の矛盾の表出であり、「女性の被害」という認識のみではグローバリゼーション時代の性売買問題に対応できないことを主張した点で、私たちの意図を満たすものであった。女性学大会の実行委員として多忙をきわめる中を参加して下さった鄭氏に深く感謝する。報告が終わった後、会場から発言されたのが、梁東淑氏であった。本号には梁氏に依頼し、その発言内容を盛り込んで原稿を寄せて頂いている。また本号には、今岡良子氏、アガリン・サラ長瀬氏もパネルでの報告に加え、新しい原稿を寄稿して下さった。

光州アジア女性平和フォーラム

10月25日から27日までの三日間、第二次大戦終結60周年・光州事件20周年を記念して光州においてアジア女性平和会議が開催された。私はノ・ソンヒ氏が議長をつとめる性的人身売買問題を主題とするセッションで軍事主義と売春禁止主義の結合に関する報告を行う機会を与えていただいた。アン・ジン（安嶺）氏にコメントをいただいたことをとても感謝している。私の議論については本号の当該部分や、あるいは別稿を参照していただきたい。ここではアン氏のコメントへの私の回答と感想を書きたい。

1. 韓国の新しい性売買防止法と米国の禁止主義は無縁か？

第一の領域は、韓国の新しい性売買防止法とブッシュ政権の禁止主義との関係性である。アン氏は私が韓国の新しい法律が米国の禁止主義の影響を受けているという指摘が断定的すぎるとし、同法が韓国の女性運動の成果だと指摘された。私は二点でこれに答えたい。

一つは、私自身も韓国の女性運動の発展について山下英愛氏が書かれた一連の論文などから、また直接に訪韓して幾つかの女性団体を訪ね交流する機会を得たことから、90年代の韓国女性運動が性売買問題に取り組んできた事を承知しており、それを過小に評価してはいないという点である。もちろん私はアン氏と同様、韓国の女性運動を旧来の「道徳的保守主義」あるいはブッシュ大統領自身の禁止主義と同一視してはいない。逆に韓国女性運動がフェミニズムの立場から性売買問題に取り組んできたことを承知し、それに深い敬意を抱いているからこそ、なぜ新しい法律においてなお「禁止主義の原則」を堅持する必要があったのかを不思議と感じてきたのである。アン氏の表現を借りれば「『禁

² セムトの報告書の紹介は本号154ページ。鄭恵珍氏は2005年5月24日から四日間大阪に滞在され、講演や研究会、交流会に出席して下さった。この取り組みのための通訳・翻訳では方清子さん、永谷ゆき子さんに全面的な協力をいただいた。なおこの交流をきっかけに清水さつきさんの尽力でフェミニスト映像の活動家たちによって「私とフクロウ」の日本語字幕が作られることになり、日本での上映運動が始まった。

³ Yuki Fujime, "Japanese Feminism and Commercialized Sex: The Union of Militarism and Prohibitionism", in *Social Science Japan Journal*, Volume9, Number1, April 2006. pp.33-50

⁴ 山下英愛「韓国の『慰安婦』問題解決運動の位相—80～90年代の性暴力運動と関連して」(上)・(下) (『戦争責任研究』34号74-83頁、2001年12月・同35号72-81頁、2002年3月)、同「韓国フェミニズム運動の最新動向」(『木野評論』33号、228-236頁、2002年3月)、同「書評 マグダレナの家編『<書評>勇敢な女たち～狼にのってはしる～』 図書出版三仁、2002年、韓国『女性・戦争・人権』第6号、2003年、210ページ、韓国女性ホットライン連合編/山下英愛訳『韓国女性人権運動史』(明石書店、2004年)など。

⁵ 2003年9月に私は韓国を訪問し、新しい性売買防止法の制定運動にとりくむ女性たちにインタビューを行った。その当時、女性団体連合会による説明では、新しい法律は「『淪落行為』に対し、現行法(淪落行為等防止法)上の禁止主義原則を維持しながら、実質的には抱主など斡旋業者に従属し、性を売る者を『性売買された者』として刑事免責し、『自発的売春』もまた刑事上免責の幅を大幅に広げた」ものが提案されていた。

止主義』の枠組みに代わる政策の発展に道を開くもの」であるはずの新しい法律の制定において、何故韓国の女性たちが「禁止主義」を堅持するのかという問いこそ、私が韓国の女性たちに問いかけ、まだ十分に理解できる回答を得ていない疑問なのである。

もう一つは、新しい法律が韓国女性運動の成果であるという側面を認めると同時に、新しい法律がプッシュ政権が音頭をとる現在の国際人身売買禁止運動の影響下に制定された側面もまた否定しがたいという点である。確かに韓国の女性運動はプッシュ政権が成立する以前からフェミニストの観点で性売買問題に取り組んできた。だが、韓国政府はたんにフェミニストの意見に従って法律を制定したのではないだろう。鄭喜鎮氏が世界女性学大会を前に私たちに書いてくれた原稿の一節に次のようにある。

「国家が同法を制定した理由は、女性保護や男性の性の規制のためというより、肥大化しすぎた性産業が正常な国家経済を脅かす事への危機感と2001年に米国国務省が韓国を人身売買の送出国・経由国・最終帰着国と名指しし「人権侵害三等級国家」とした事への対応の意味が大きい。『人身売買三等級国家』、『女商売王国』という国際的な恥を避ける為だという見解が支配的だ」。

私が光州で問題にしたかったのは、このような国際政治的枠組みの中でフェミニズムはどのような態度をとるかということなのである。プッシュ政権が国際人身売買と性的搾取を増大させる政策をとりながら国務省報告や援助機関などを通して禁止主義を世界におしつけようとしている中で、日本のフェミニストの中にはこれを援軍であるかのように受けとめる人々もいる。日本と同様米国の同盟国である韓国では、フェミニストたちはこれをどう評価し、どう対応しているのだろうか。私はそれを知りたいと思う。

2. 廃止主義と私の立場

第二の領域は、アン氏が問う「性売買に対する実践的立場について」である。アン氏が指摘する通り、私は性売買問題に対する立場を、歴史的な三つの類型に分類したが、「禁止主義」に反対であるという以上には自己の立場を明示せず、「何々主義」という用語で自分を表現することはしなかった。なぜなら、「何々主義」という表明は、その内容をていねいに説明しない限り、無用な誤解を生むからである。そこには私自身の売買春制度の歴史に対するある独自の見解がある。それを先ず、説明したい。

「廃止主義」はバトラーらが創立した国際廃娼連盟（IAF）のアプローチであり、売春に対する国家統制の廃止を要求し、売春の制度化にも売春の犯罪化にも反対した。私はそこに共感をもっている。その意味で、私は確かに「廃止主義者」である。だが今日「廃止主義」は世界で必ずしもそのような用いられ方をしていない。第二次大戦後の世界で「禁止主義」のアプローチが勢力を増す中で、「禁止主義者」たちは自分たちこそが19世紀末からの「廃止主義」の継承者であるかのように説明し、「廃止主義者」と自称するようになった。日本史研究者である私は、日本の廃娼運動史をふりかえる過程でこの問題に気が付いた。「廃止主義」は本来「売春に対する国家統制の廃止」、「売春の非犯罪化」、

6 CAWAでは2005年4月から5月にかけてパネルに向けて集中的な研究会を行った。引用した原稿は鄭喜鎮氏がこの過程で寄せて下さったものである。パネルの時間的制限のため、パネルのための報告文では残念にも元の原稿を短縮していただくことになった。

「反・国家統制」であったのに、「禁止主義者」たちはそれを「売春の廃止」、「売春の禁止／犯罪化」「反・売春」とすりかえて説明してきた。その後私は、これが日本だけの特殊現象でなく英語圏でも似通ったことが行われていることに気づいた。すなわち、今日の世界では禁止主義者は「禁止主義者」と自称するより、しばしば「廃止主義者」と自称するのである。だからこそ性売買問題へのアプローチは歴史的な文脈の中で見なければならず、私は自分の立場を「何々主義」と表明することには慎重な態度をとってきたのである⁷。

バトラーらのフェミニズムを現代的に継承すれば、その内容は当然ながら売春の非犯罪化・売春女性の非犯罪者化を求めることになる。女性の売春を非合法化することを基礎とする「禁止主義」とも、女性の売春からの搾取を制度化する「規制主義」とも全く相容れない立場である。私自身もその立場を採ってきた。だがアン氏は、「リベラリストの『廃止主義』」と私の立場との差異を明確にする必要がある、といい、「行き先を持たない『廃止主義』は第三世界の貧困女性を無視し、彼女たちを資本主義の搾取構造のなかでより弱い立場におくような状況をもたらすことになる」と主張する。そして私の議論を延長し、新しいコンセプトとして「新廃止主義」を定義することを提案する。

だが私にはこの提案が腑に落ちない。一つの理由は、アン氏が定義する「新廃止主義」の内容は、IAFの廃止主義者たちが追求し、「売春からの搾取」を禁じる国連の1949年条約に結実したアプローチであり、「新しい」ものではないからである。むしろ、1949年条約が禁止したものが「売春からの搾取」であったにもかかわらず、1949年条約をつきつけられた日本、韓国、タイといったアジアにおける反共親米国家群が、おしなべて1949年条約の「廃止主義者」の精神を歪曲し、「売春からの搾取」ではなく「売春」を禁止するという換骨奪胎で外圧に対応した事実こそ問題にしたい。このような換骨奪胎によって各国では「禁止主義者」の国内法が制定され、「禁止主義者」が不当に「廃止主義者」を自称するような状況が定着してゆくのである。

アン氏が言うフェミニスト的な禁止主義という概念には、「『禁止主義』に由来する『売春の禁止』」と「『廃止主義』に由来する『売春からの搾取の禁止』」という全く異なる二つの要素が混在しているように思われる。私が問題にしているのは前者であり、後者は「新」をつけて表現するまでもない「廃止主義者」の伝統的政策であると私は思う。

3. 「セックス・ワーク」という用語と概念について

アン氏の提案する「新廃止主義」という概念が腑に落ちないもう一つの理由は、アン氏の「セックス・ワーク推進のリベラリストの『廃止主義』」についての議論が私の認識とかみあっていないからである。

「セックス・ワーク」・「セックス・ワーカー」という用語は、「廃止主義」という用語と同じく

⁷ prostitutionという用語は歴史的に、そして一般的に、金銭的対価を目的に不特定の相手とセックスを行う行為として定義づけられ、基本的に女性の行為と認識されてきた。本稿は、この用語をその伝統的な定義に即して用いている（prostitutionの用語法に関しては、本誌創刊号31頁を参照）。韓国で近年定着してきた用語「性売買」あるいは「性売買された女性」という表現は、それまでの、prostitutionを「淪落行為」と呼び女性の道徳問題とみなしたり、言葉の元々の意味では春を売るという肯定的意味になる「売買春」という語を用いることから脱却しようというフェミニズムに基づくと聞く（前掲、山下、2002年）。私はこのような韓国の新しいフェミニスト的用語法を支持している。だが韓国語において「淪落行為」「売買春」から「性売買」へ、また「淪落女性」「売買婦」から「性売買された女性」へと用語を置き換えた際、「人身売買」(trafficking)及び「人身売買された女性」(trafficked woman)と語感が接近し、商業化された売買春や売春という行為の主体である女性を意味する際に使えなくなることは問題ではないだろうか。

らい誤解を招きやすい用語であり、売春(prostitution)・売春婦(prostitute)といった用語と同様、その用語を使う女性も使われる女性も感情が傷つきやすい用語である。それは売買春をめぐる社会の現実が誤解を招きやすく、また女性を傷つける実体をもっているからであって、私たちは文脈に照応して比較的妥当と思われる表現を用いてこの実体に立ち向かうしかない。それで私も用語には苦労してきたが、日本では近年は、「売春婦」を「売春女性」に言い換えるような転換もみられる。売春婦、つまりprostituteという、語感がきわめて侮蔑的で、女性に汚辱を感じさせるスティグマをはられた用語から遠ざかりたいためである。これは英語でなら、prostituted womenやwomen in prostitutionと言い換えるのと比較的近い感覚ではないかと思う。

「セックス・ワーク」・「セックス・ワーカー」という用語は、私の認識においては、アン氏が言うような「リベラリスト」なる、何らかの主義の持ち主がその主義を貫徹するために用い始めた表現ではなく、なによりも売春の場で搾取や暴力を経験している当事者の女性たちが自らを呼称して使い始めた表現である。「売春婦」という蔑称に傷つけられ続けてきた人々がそう呼ばれることを拒否し、自らの尊厳を回復するために用い始めた表現である。フェミニストは、先ずもってこのような「売春婦」と呼ばれてきた女性たち自身の声を尊重するべきである。だが、この言葉には別の困難が伴う。売買春が行われている現実には耐え難いフェミニストの多くが、この言葉に激しい拒絶反応を起こし、この言葉を用いただけで「すわ、公娼制度の擁護論ではないか」「売買春を仕事と認めるのか」と反感を露わにすることである。それがブッシュ大統領を支持する保守的道德主義者たちの反応にすぎないなら、無視すればすむ。だが実際には誠実に真摯に売買春問題に関心を寄せるフェミニストの多くが、そのような拒絶反応を示す。私が「セックス・ワーク」という用語を必ずしも常に用いていない大きな理由は、このような反発を回避したいからである。私がアン氏に、そして全てのフェミニストに望むのは、「セックス・ワーカー」という用語の使用と、性産業・公娼制度の擁護や女性を犠牲にする資本主義的弱肉強食のリベラリズムの推進とは全く別の問題だということを知りて頂きたいという事である。

アン氏は、「セックス・ワーク」という概念を用いるのは性売買の権利の実現に関心を寄せるリベラリストであり、それはフェミニズムと相容れない立場だという。だがアン氏の言う「セックス・ワーク推進のリベラリストの『廃止主義』」という定義には、セックス・ワーカー自身の権利と闘いという「セックス・ワーク」の用語を使用する際に最も意味のある概念がこぼれ落ちていないだろうか。私の認識では、「セックス・ワーク」という用語や概念は必ずしもリベラリズムに由来するものではない。前述のとおり、それは先ずもって売春の場で現実に働いている女性たち自身の用語と概念であり、彼女たちと連帯しようとする多くのフェミニストがこの用語を用いている。私はもちろん人身売買の合法化に反対だが、現に様々な「性風俗産業」が存在し経営者と女性たちの雇用契約が交わされた「職場」があり、そこに働くことで「賃金」を得ている女性たちがいるにもかかわらず、それが「労働」でないと主張する態度には賛同できない。「売買春が男性が金銭で女性を支配するという権力関係の発現であり、女性の身体に対する虐待を意味している」、すなわち性暴力の一つの表現形態であると私も考えているが、そのような権力関係・性暴力が商業化されるのが資本主義社会であり、資本主義社会における労働は非人間的かつ反女性的なものが多い。かように非人間的かつ反女性的な労働が現実にも合法的にも非合法的にも存在している中で、私はこれを「労働として認めるか否か」を議論することには積極的になれない。

重大なことは、この苦痛の多い労働の場にいる女性たちが、その苦痛から解放されることである。この場から即刻逃れ出ることを望む女性たちの「脱性売買」を支援するフェミニスト的な人権団体や行政の取り組みはもちろん重要である。だが何らかの理由でその場で働き続けることを選ぶ女性たちが存在する以上、彼女たちが業者や客からの暴力、賃金や報酬の不払い、法外な搾取、劣悪な労働条件、団結権及び団体交渉権の剥奪といった状況に抗して自らの権利のために闘うことを支援すること

も必要である。売春の場にいる女性たちは、国家や民間の人権団体からの救済を待つ受動的な存在であるばかりではない。「セックスワーカー」という用語は、女性たちへの蔑称を避けるためのたんなる便宜的表現である以上に、彼女たちが自らの意志で人生を選ぶ能動的主体であり、自己解放のために闘う主体でありえることを表現するフェミニストの用語でもある。

アン氏は、「行き先を持たない『廃止主義』は第三世界の貧困女性を無視し、彼女たちを資本主義の搾取構造のなかでより弱い立場におくような状況をもたらすことになる」と指摘した。だが私の理解に即して言えば、この一文の主語である「行き先を持たない『廃止主義』」は「禁止主義」に置き換えるべきである。性産業で働く女性たちは資本主義的搾取構造の下で苦境にある膨大な数の女性労働者の一員であり、グローバリゼーションの中で今日その最底辺に第三世界の女性たちが編入されている。禁止主義やリベラリズムは女性を犠牲にするこのような搾取構造の改変に興味をもたず、女性の搾取を永続化させる。一方、バトラーのフェミニズムを継承するという意味での廃止主義の「行き先」は性産業で働く女性をもふくむ女性労働者のエンパワーと連帯であり、それこそが搾取構造からの解放をめざす女性たちの団結した闘争が可能になる前提条件をつくりだすと私はおもう。

2006年度を展望して

私たちは、世界女性学大会と光州女性平和会議において多くの女性たちと出会い、知的な刺激や貴重な示唆を得て、元気づけられた。またそれらを前後して実施した2005年度の様々な調査・研究活動の中で多くの方々の協力を助けられ、新しい出会いに励まされた。そのような2005年度の経験を貴重な糧として、2006年度（2006年4月～2007年3月）には、これまで取り組んできた韓国、モンゴル、フィリピン、タイに関する調査・研究を継続・発展させるとともに、アジアの他の諸地域にも視野を広げてゆきたい。

これまで一定の成果発表をしてきた地域に関しては、今後、売春女性／セックス・ワーカーたち自身の団体と交流を深めてゆきたいという願いがある。

例えばフィリピン・ミンダナオ島で活動する「タリカラ」については、これまで文書資料やフィリピンの女性資料センターCWRに提供して頂いた映像⁸、またアガリン・サラ長瀬氏のインタビューなどを通して知ることができた。近年、テロ対策の名目で米軍の大部隊がミンダナオ島に派兵され軍事化が進む中で地域の人権侵害が激化しているという。現地を訪ね「タリカラ」の女性たちと交流し、軍事化の実状を売春の場にいる女性の経験と視点から捉えたい。

また韓国ではセックス・ワーカーの組織が生まれ、平澤では彼女たちの組織した労働組合が正式に民主労総への加入を承認されたと聞く。アン・ジン（安鎮）氏が指摘したように、マスメディアは女性たちについて曲解して伝えることがある。彼女たちの考えを正確に理解するために、直接に彼女たちの声を聞きたい。平澤では米軍再編の動きの中で広大な農地を接収して米軍基地を建設する計画が進展しており、この原稿執筆の最中にも民衆の反対を押し切って土地の強制収容が開始されたとのニュースが伝わってきた。そのような激動の中で平澤のセックス・ワーカーたち、民主労総の組合活動家たち、移民女性問題に取り組む人々、脱性売買を支援するフェミニストたちがどのような経験と見通しを持っているのかを聞きたい。

アジアの他の諸地域ということで、強く意識しているのはベトナム、カンボジア、そして中国であ

⁸ ドキュメンタリー「Ang Prost」

る。

2005年9月、古沢加奈氏とともに私はプノンペンでWAC(Womyn's Agenda for Change)の専従活動家、外国企業が支配する繊維工業で働く女性労働者、WACの支援を得て活動するセックス・ワーカーたちに出会い、言葉に尽くせないほど感動した。WACのメンバーにカンボジア女性に対するグローバリゼーションの影響や彼女たちの闘いについて話を聞き、さらにプノンペンの夜の街を案内して頂いて、カンボジア人の女性は1ドルほど、ベトナム人の女性なら1ドル半か2ドルといった値段で売春に従事しているという今日的状況の一端を目にした。「東アジアの軍事主義とジェンダー」に大きな関心を抱く私たちにとって、インドシナ戦争、ベトナム戦争、カンボジア・ベトナム間の紛争、中越戦争、カンボジア内戦といった第二次大戦後の戦争における女性の経験を記録することは当初から大きな目標だったが、そのような歴史を刻んだカンボジアの女性たちの現在の苦難を知ったのみならず、希望をもって闘っているWACのメンバーたちに出会えたことは望外の喜びであった。ジャーナルの次号には、ぜひこれについてまとまった報告を載せたいと思う。

中国については、南の国境がインドシナ三国やビルマ・タイなどとの国際的な女性の売買を考える上で重要であると同時に、東北地区もまた北朝鮮やロシア・モンゴル国との関係で国際女性売買の実態が明らかにされる必要がある。CAWAでは既存の調査・研究から学ぶとともに、今岡良子氏を中心に独自のフィールドワークをも進めてゆく予定である。また現在の人身売買という問題のみならず、中国にはアジア現代女性史上に鮮烈な光彩を放つ、中華人民共和国樹立直後の1950年代に実現した娼妓解放という大きなテーマがある。このテーマは、アン氏と私の意見交換の中でも大きな論点であった売買春問題に対する私たちの理論的・実践的立場を明らかにしてゆく上でも大きな意味を持つであろう。2006年度には『上海娼妓改造史話』の日本語訳を上梓するとともに、50年代の中国における娼妓問題の研究者である林紅氏にも協力を頂いて、本格的な中国現代女性史の調査・研究に踏み出してゆきたい。